

クリーン北広島推進審議会 例規抜粋

○北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第2節 クリーン北広島推進審議会

第3条 市長の諮問に応じ、市における資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関する事項を審議するため、クリーン北広島推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 民間諸団体の代表者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(令3条例10・一部改正)

○北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(クリーン北広島推進審議会)

第2条 条例第3条の規定により設置するクリーン北広島推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 会長は、会議の議長となる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。